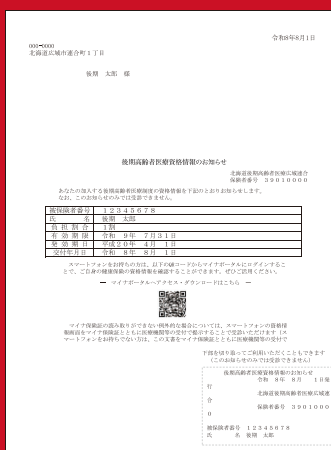


後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方と65～74歳で、一定の障がいのある方が対象です

8月から年齢やマイナ保険証の保有状況によって 交付されるものが変わります

資格情報のお知らせ



資格確認書

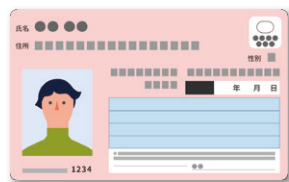
後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和9年7月31日
交付年月日	令和8年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
保険取得年月日	平成20年4月1日
負担割合	1割
発給期日	平成20年4月1日
賦課区分	区Ⅱ
発給期日	平成20年4月1日
特約保険区分	区分A
発給期日	平成20年4月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	38011000 公印(本)

交付されるものの条件については裏面をご確認ください。

医療機関等を受診される際は以下のものをご利用ください

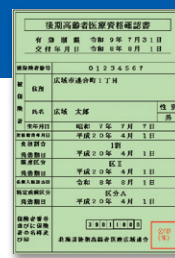
資格情報のお知らせの場合

マイナ保険証をお使いください。



資格確認書の場合

資格確認書をお使いください。



お問い合わせ



マイナンバーカードの
健康保険証利用

〈マイナンバー総合フリーダイヤル〉
マイナンバー
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



受付時間

平日／9:30～20:00
土日祝／9:30～17:30
(年末年始を除く)



資格確認書の
発行

お住まいの
市区町村窓口

または

北海道後期高齢者医療広域連合
〈コールセンター〉
0570-036-877

コールセンター受付時間

平日／8:30～17:30
(土日祝を除く)

〔開設期間〕
令和8年6月17日(水)～8月21日(金)

本チラシは令和8年5月時点の情報で作成しています。マイナ保険証での受付が困難な方は、お住まいの市区町村窓口にご相談ください。

交付物の条件 について

現在、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付していますが、**8月からは右図のとおり運用が変わります。**

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、年齢や健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という。)の保有状況によって交付されます。

医療機関等を受診する際は、「資格確認書」または「マイナ保険証」をお使いください。

なお、資格情報のお知らせはご自身の資格情報を把握するものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。マイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する場合やマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」や「マイナポータル」の資格情報画面を提示することで、受診することができます。

新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付は7月中に行いますが、市区町村により交付の時期や方法が異なります。

市区町村のお知らせ(広報誌や回覧板など)にてご案内している場合がありますので、ご確認ください。

マイナ保険証での受診が困難であるなど、何らかの理由により資格確認書の交付を希望される場合はお住まいの市区町村へ申請してください。

令和8年8月1日時点で85歳以上ですか？

はい

資格確認書が届きます

いいえ

マイナ保険証をお持ちですか？

いいえ

はい

資格情報のお知らせが届きます



医療機関での自己負担割合及び限度区分について

令和8年8月以降の自己負担割合及び限度区分は、令和7年中の所得等をもとに判定しますので、現在の負担割合及び限度区分から変更になる場合があります。資格確認書または資格情報のお知らせの負担割合をご確認ください。

また、マイナ保険証をお持ちの方については、負担割合及び限度区分をマイナポータルから確認することができます。

資格確認書の限度区分については、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口に申請いただければ記載可能です。



保険料や一部負担金の支払いが困難な方へ

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が困窮し、保険料や一部負担金のお支払い(医療機関へのお支払い)が困難となった方は、申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。



臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器の移植に関する法律により、資格確認書の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。



ジェネリック医薬品をご存じですか？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効き目や安全性が先発医薬品と同等と確認されたもので、開発期間が短く済むため価格が安くなります。ご希望される場合は医師や薬剤師にご相談ください。もしも、ジェネリック医薬品(後発医薬品)が身体に合わない場合は、これまでに使用していたお薬(先発医薬品等)に戻すこともできます。かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。



健康診査を受けましょう

健康診査は、生活習慣病の発症や悪化防止、フレイル状態(加齢にともない、心身の活力が低下した状態)の防止につなげる機会となります。1年に1回健康診査を受けて、ご自身の健康管理に努めましょう。健康診査は、お住まいの市区町村で受けられます。

※本チラシは、紙面に限りがあるため詳細情報を一部省略して掲載しております。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
☎011-290-5601 〈ホームページ〉<https://iryokouiki-hokkaido.jp/>

または

お住まいの市区町村の 後期高齢者医療担当窓口